

平成30年度
「研究開発型ベンチャー支援事業／企業間連携
スタートアップに対する事業化支援」第1回公募

公募要領

受付期間:平成30年5月15日(火)～平成30年6月28日(木)正午必着

【ご注意】

1. 本事業は、平成30年度の政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容の変更や中止等が生じる場合があります。
2. 本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請と、NEDOへの申請書(提出書類一式及び電子ファイル)の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。
なお、e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度要するとのことですので、提案を予定されている方はお早めにご登録願います。
3. 持参での受付は致しませんのでご注意願います。

平成30年5月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部

目次

1. 件名
2. 事業概要
 - (1) 背景及び目的
 - (2) 事業内容
 - (3) 事業期間
 - (4) 事業規模
 - (5) 事業スキーム図
 - (6) 交付規程について
3. 応募要件
 - (1) SCA となる助成対象事業者の要件
 - (2) 助成対象費用
 - (3) 助成率及び助成金の額
 - (4) 助成対象事業
 - (5) 共同研究等を行う事業会社の要件
4. 提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 - (2) 提出先
5. 応募方法
 - (1) 助成金交付申請書
 - (2) 申請書の様式の入手
 - (3) 提出書類
 - (4) 申請に関する注意
 - (5) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録
 - (6) 申請に関する問い合わせ先
 - (7) 公募説明会
6. 公募開始から交付決定までのプロセス
 - (1) 申請にあたっての準備
 - (2) 申請～採択～交付決定までの流れ
7. 助成先の選定について
 - (1) 審査の方法について
 - (2) 審査内容
8. 助成事業の詳細
 - (1) 助成対象費用
 - (2) 交付決定から助成金の交付までのステップ
 - (3) 採択決定等の取り消し
 - (4) 取得財産の管理
 - (5) 「国民との科学・技術対話」への対応
 - (6) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて
 - (7) 事業期間終了後について
9. 禁止事項及び不正防止について
 - (1) 本事業内の重複申請
 - (2) 重複助成の排除
 - (3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応
 - (4) 研究活動の不正行為への対応
 - (5) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口
 - (6) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)
10. その他
 - (1) 「中小企業技術革新制度(SBIR)
 - (2) J-Startup(仮称)
 - (3) 申請情報の管理

- (4)主任研究者について
- (5)個人情報について
- (6)情報公開について
- (7)交付にあたっての条件について

平成30年度「研究開発型ベンチャー支援事業／企業間連携スタートアップに対する事業化支援」第1回公募 公募要領

平成30年5月15日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、「研究開発型ベンチャー支援事業／企業間連携スタートアップに対する事業化支援」の公募を行います。

本事業は NEDO の「企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程」に則り実施しますので、本公募要領と合わせて必ずご確認ください。

1. 件名

「研究開発型ベンチャー支援事業／企業間連携スタートアップに対する事業化支援」

2. 事業概要

(1) 背景及び目的

平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014では、NEDOにおいて、新たなイノベーションの担い手として期待されるベンチャーや中小・中堅企業等への支援の強化等の改革を推進することが謳われています。

また、平成28年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2016では、ベンチャーが自然発生的に連続して生み出される「ベンチャー・エコシステムの構築」の必要性が謳われており、その具体的施策として民間企業によるベンチャー投資活性化等のため、大企業とベンチャー企業との連携促進の支援に取り組むこととされています。

加えて、「ベンチャーチャレンジ2020」においても、「産業界では、本格的なオープンイノベーションを通じて、ベンチャー企業を新製品開発、新事業創出、経営戦略上の対等なパートナーとして捉え、連携するための具体的活動が進められている。今後は、こうした取組をさらに加速化・本格化していくことが重要であり、政府としても、こうした大企業側の動きを最大限サポートしていく。」とあります。

本事業では、事業会社と連携して事業開発を行う研究開発型ベンチャー(企業間連携スタートアップ: Startups in Corporate Alliance。以下「SCA」という。)をNEDOが支援することにより、SCAと事業会社とのマッチングを促進し、エコシステムを強化することを目的とします。

(参考)

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－(平成26年6月24日閣議決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>

「日本再興戦略」2016－未来への挑戦－(平成28年6月2日閣議決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf

「ベンチャーチャレンジ2020」(平成28年4月19日 日本経済再生本部決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun_160419.pdf

http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2016/seicho_senryaku/venture_challenge2020.pdf (パンフレット)

(2) 事業内容

NEDO は事業会社と共同研究等を行う SCA を公募し、外部専門家等による評価に基づく審査を行い、助成金を交付します。助成率は最大 2/3、助成金額は原則として最大 7,000 万円/事業期間です。

(3) 事業期間

原則として、交付決定通知書に記載する事業開始の日から最大1.5年以内までとします。(交付決定は、平成30年9月中を予定しています。)

(4) 事業規模

約 4 億円

状況によっては増減する場合があります。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付することがあります。

(5) 事業スキーム図



(6) 交付規程について

本助成事業は NEDO が別途定める「企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程」に則り実施します。本公募要領と合わせて NEDO ホームページよりご確認ください。

3. 応募要件

(1) SCA となる助成対象事業者の要件

具体的な技術シーズを活用した事業構想を持ち、事業会社と共同研究等を行う事業者であって、①～⑪のすべての要件を申請時から助成事業実施期間中を通じて満たす必要があります。

- ① 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ② 助成事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めること。
- ③ 助成対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- ⑤ 技術開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。
- ⑥ 本邦法人であって、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。ただし、本邦法人未設立及び拠点未設置の場合は、採択後30日以内にそれぞれ設立及び設置すること。
- ⑦ 中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数※)
製造業、建設業、運輸業及びその 他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又 は航空機用タイヤ及びチュ ーブ製造業並びに工業用ベ ルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処 理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

常時使用する従業員には、事業主、法人の役員及び臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(※)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(※)の所有に属している企業

(※)本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
 - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合(又は諸外国における同等のもの)
- ⑧ 大企業の持分法適用会社ではないこと。
- ⑨ 事業会社との共同研究等に関する契約を平成30年5月15日以降に締結していること又は締結する意向を「申請書の連携内容に関する同意書」(追加資料3)等により、平成30年7月30日までに確認できること。
- ⑩ ⑨に係る事業会社の出資による持株比率が50%未満かつ非連結対象であること。なお、事業会社の出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限組合員としての所有に属する分を含みます。
- ⑪ 反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。

(2)助成対象費用

助成の対象となる費用は、本公募要領の『8. 助成事業の詳細 (1)助成対象費用』及び企業間連携スタートアップに対する事業化支援助成金交付規程の『第6条』に示すとおりです。

(3)助成率及び助成金の額

- ①助成率:助成対象費用の2/3以下
- ②助成金の額:原則7,000万円まで

(4) 助成対象事業

対象技術について、次の①～③の要件のすべてを満たすことが必要です。

- ① 経済産業省所管の鉱工業技術(例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。)
- ② 具体的技術シーズであって、研究開発要素があることが想定されること。例えば、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、研究開発要素が薄いものや、既存製品(購入品)を利用しただけのものについては対象外とします。
- ③ 競争力強化のためのイノベーションを創出するものであること。
(※)実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、申請可能です。

また、以下④～⑤についても満たすことが必要です。

- ④ 当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査に御協力いただけること。
- ⑤ 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(5) 共同研究等を行う事業会社の要件

本事業を円滑に行うため、SCA と共同研究等を行う事業会社(以下「事業会社」とは、SCA と共同研究を行う会社を指す。)にも以下に記す要件を求めます。

事業会社は複数でも問題ありませんが、すべての事業会社が下記①～③の条件を申請時から助成事業実施期間中を通じて満たすことが必要です。

- ① 本邦法人であること。
※海外法人の場合は、採択日から30日以内に日本法人を設立すること。
- ② SCA との共同研究等に関する契約を平成 30 年 5 月 15 日以降に締結していること、又は締結する意向を「申請書の連携内容に関する同意書」(追加資料 3)により、平成 30 年 7 月 30 日までに確認できること。
※事業会社が複数の場合、上記同意書は連携の主たる事業会社を含む最低1社以上(連名可)から取得してください。

なお、共同研究等に関する契約の締結に際しては、次の点に留意ください。

○助成事業名の明記： 共同研究等に関する契約の前文等に次のような文章を入れてください。

『株式会社〇〇(以下「甲」という。)と株式会社●●(以下「乙」という。)は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)の「研究開発型ベンチャー支援事業／企業間連携スタートアップに対する事業化支援」により助成金の交付を受けようとする事業「***** (助成事業名)」に係り、次の各条による共同研究契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。』

また、助成事業の対象期間に誤解のないよう、下記内容の文章も記載してください。

『なお、助成事業にかかる実施項目については、NEDO 事業の交付決定日以降の助成事業期間内に実施するものとする。』

○研究期間： 本助成事業期間と同じもしくはこれを越えた期間とすること。共同研究契約の終了日が本助成の終了日より前の場合、共同研究の終了をもって、本助成期間は終了となります。共同研究期間を更新される場合は NEDO が内容を確認し、妥当と認められれば NEDO 期間内の継続を認めます。

○研究内容： 研究目標及び各社の研究分担が申請書と相違ないこと。

○研究費用： お互いの研究分担を遂行するに当たり必要な費用を記載すること。

なお、本事業の助成対象費用として計上できるのは SCA 側で発生する経費のみで、事業会社側で発生する経費を助成対象費用として計上することはできません。

○成果の取り扱い： 共同研究によって得られた成果、特に知財等の成果について、応分の扱いになっていること。また、SCA が発明を自ら実施する場合において不利益とならないように配慮すること。

○秘密保持： SCA 側は NEDO へ助成事業の成果報告の義務があることを踏まえておくこと。

- ③ SCA に対する出資による持株比率が、50%未満かつ SCA を連結対象としない等、実質上 SCA を支配していないとみなせること。なお、SCA への出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限組合員としての所有に属する分を含みます。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って、申請書 11 部(正 1 部、副 10 部)を作成し、以下の提出期限までに郵送又は信書便によりご提出ください。直接の持参、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けません。

※ご参考：特定信書便について http://www.soumu.go.jp/main_content/000348448.pdf

(1) 提出期限：**平成 30 年 6 月 28 日(木)正午必着**

(公募期間：平成 30 年 5 月 15 日(火)から平成 30 年 6 月 28 日(木))

期限までに到着しなかった申請書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください(申請書のフォーマットは変更しないでください。)

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 スタートアップグループ 船橋、井原、塚越、橋詰 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー20 階

※封筒に『「SCA 事業者公募」申請書在中』と朱書きください。

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談してください。

5. 応募方法

(1) 助成金交付申請書

助成金を希望する事業者は、下記の助成金交付申請書(以下「申請書」という。)一式を NEDO に提出してください。

(2) 申請書の様式の入手

下記の申請書の様式等関係書類は、NEDOホームページの本公募ページからダウンロードすることができます。「申請書作成にあたって」に従い、申請書を作成してください。

◎公募要領【PDF】

◎申請書作成にあたって(申請様式)【MS-Word】

◎情報項目ファイル【MS-Excel】

◎別紙助成事業経費内訳表【MS-Excel】

◎交付規程【PDF】

◎基本計画【PDF】

◎実施方針【PDF】

(3) 提出書類

「申請書作成にあたって(申請様式)」の2ページのチェックリストに記載される書類をご準備ください。申請書を受理後に受理確認票を返送します。そのほかの提出された申請書、添付資料等は返却いたしません。なお、「情報項目ファイル」には、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で取得した、助成事業者の研究機関番号、研究開発代表者の研究者番号を記入する欄がありますので、必ず記入してください。

(4) 申請に関する注意

- ・必ず事前に e-Rad の登録を行ってください。
- ・本助成事業は、2者以上による連名申請は対象としておりません。
- ・同一事業者が異なるテーマにより複数の応募をすることは認めません。
- ・採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。
- ・申請書は日本語で作成してください。また、経営者面談、プレゼン審査も日本語で行います。

(5) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への申請手続きと、NEDOへの申請書の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、ご注意ください。なお、会社設立前のためにe-Radの登録ができない場合は、別途事務局にお問い合わせいただき、その指示に従ってください。

(※) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯：平日、休日ともに0:00～24:00
(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-Rad ヘルプデスク
電話番号：0570-066-877
受付時間：平日9:00～18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く

手続きの概略

以下①～④の手続きのうち、①及び②の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です(③及び④の手続きは必要です)。

①所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までe-Radに研究者が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより

研究機関登録申請書をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

※[システム利用にあたっての事前準備]のページをご覧ください。

(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>)

②研究代表者の登録

研究代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得してください。

③応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷してください。この印刷物はNEDOへの提出書類として必要になります。

④応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「確認・実行」ボタンを押さないとe-Rad上での登録が完了しません。

【注意事項】

- ・申請書をNEDOへ提出する際には、e-Radに登録されている必要があります。申請の前に十分余裕をもってご準備いただき、提出締切日までに登録を完了するようお願いいたします。
- ・提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡してください。
- ・申請書の受理状況は、「応募・受入状況画面」から確認することができます。
- ・e-Radへの申請は、申請者のみ必要です。共同研究等の連携先としての事業会社は必要ありません。

(6)申請に関する問い合わせ先

この公募内容に関するお問い合わせは、下記まで平日 9:00～17:45 の間にご連絡ください。

問い合わせ先・申請書送付先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)
イノベーション推進部 スタートアップグループ SCA公募担当 船橋、井原、塚越、橋
詰
〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階
TEL:044-520-5173
FAX:044-520-5178
メールアドレス:vc-vb@nedo.go.jp

(7)公募説明会

本事業の内容、申請にあたっての手続き等について、公募説明会を行います。申請資格として出席を義務付けるものではありませんが、可能な限り、ご参加ください。

日程、会場は本事業のホームページに掲載されています。ご確認の上、事前の参加申込を行ってください。

6. 公募開始から交付決定までのプロセス

(1) 申請にあたっての準備

- ①事業会社との連携の枠組み、役割、連携後のビジネス展開について十分に協議を行い、申請書に具体的に記載し、NEDO に提出してください。
- ②申請締切から30日以内(30日後が土日又は祝祭日の場合にはその翌日)に「申請書の連携内容に関する同意書」(追加資料3)を NEDO に提出してください。なお、「申請書の連携内容に関する同意書」の発出者名は、事業会社の共同研究等に関する契約締結者又は研究遂行責任者としてください。
- ③申請日時点で、公募開始日(5月15日)以降に締結した共同研究等の契約書が既に有る場合は、申請書の助成事業実施計画書(添付資料2)中の、1(1)④(a)申請時の共同研究に関する連携等の有無チェック欄に有としてチェックしてください。なお、申請段階では契約書写しの添付は必須ではありませんが、採択された場合には提出して頂く必要があります。
- ④次の該当者は審査の際に考慮する場合がありますので、申請書のチェック欄に該当ケースをチェックし、その内容を記載してください。チェックした場合は、その確証となる資料の写しを採択後30日以内にSCA から NEDO に提出してください(確証の提出が交付の条件となります。)
 - ・本共同研究等に合わせて、公募開始日以降に事業会社から SCA へ又は SCA から事業会社への人材の受け入れに関する契約等が締結される場合。

確証類;締結した契約書等の写し、様式第22の報告書

(2) 申請～採択～交付決定までの流れ

- ・公募締切後、NEDO が外部専門家等による評価を踏まえた総合的な審査を行い、助成予定先の採択決定及び通知を行います。採択決定は、平成30年8月下旬頃の予定です。審査の内容によって、実施内容や助成対象経費の変更等が「採択の条件」となる場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は申請を取り下げることができます。なお、採択決定は助成金の交付決定ではありません。
- ・採択後30日以内に、申請書の連携内容に関する同意書に記載された(又は申請前に締結していた)共同研究等に係る契約書の写し、また申請時に上記(1)④でチェックした項目に対応する確証類の写しを NEDO に提出いただきます。申請内容と齟齬がないことが確認され次第、NEDO は交付決定の手続きに入ります。上記確認プロセスが完了しない場合は、交付決定は行われません。
- ・各条件等の確認後、所定の文書手続きを経て、概ね数週間以内に助成金の交付決定を通知し、一部の申請情報を公表いたします(→10.(3)②参照)。助成事業は、交付決定通知書に記載する事業開始日以降に開始することができ、それ以前の経費は助成対象として計上できません。
- ・不採択の場合、不採択理由を添えて、その旨を通知いたします。

7. 助成先の選定について

(1) 審査の方法について

- ・NEDO は、申請要件に関する審査の後、一次審査として外部有識者等を活用した書面審査を行い、二次審査への通過者をお知らせします。二次審査では、経営者面談及び外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼン審査を実施し、最終的には NEDO 内の契約・助成審査委員会を経て採択が決定されます。さらに必要に応じ、資料の追加等をお願いする場合があります。
- ・応募する事業案件に関して、特定の外部有識者と利害関係(利害関係者の定義参照)があり、公正な評価が保証されないと申請者が判断する場合は、提出書類等の「追加資料2 利害関係のある評価者」にその評価者の所属、氏名と理由を記載することができます。

利害関係者の定義

1 規程

NEDOでは、NEDO技術委員・技術委員会等規程(平成15年度規程第63号)(以下「規程」という。)第25条及び第34条それぞれの第2項において、利害関係者を次のとおり規定しています。

【規程抜粋】

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。

- 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

- ・選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。
- ・採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。
- ・NEDO による経営者面談は外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼン審査と同じ日程で行います。なお、経営者面談及びプレゼン審査の説明は代表者が実施することとし、出席者は SCA 及び事業会社に所属される者に限ります(交付申請書中の体制図への明記が必要)。

(2) 審査内容

① 申請要件に関する審査

NEDO は、本事業の目的への適合性、「3. 応募要件」に記載されている要件を満たしているか、及び「9. 禁止事項及び不正防止について」に該当していないかを審査します。これらに適合していないと判断された場合は、原則として以下の評価の対象となりません。

② 評価項目

審査は下記観点から行われます。

○技術評価

- ・提案されたテーマの技術内容について、具体的な技術シーズが活用可能であること(応募者自らが特許若しくはノウハウを保有している又は事業会社等の共同研究等の連携先や協力企業等からのライセンス供与が見込まれる等)。
- ・技術上又は知財権上、競合等による模倣が困難又は時間を要すること。
- ・開発目標となる技術に将来性や革新性があり、一定の競争力の維持が期待できること。
- ・我が国の研究開発力の強化に資するという観点から、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用されていること。

○事業性評価

- ・顧客のペイン(痛みが伴うほどの強いニーズ)と事業者が提供しようとするソリューションが明確で、ビジ

ネスの確からしさが十分にあること。

- ・支援期間終了後概ね3年以内に事業化が達成・進展される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な計画であり、予想されるリスク(市場変動、技術変革等)等への対策が盛り込まれていること。
- ・事業化後は、国内外の経済への影響が大きく、新規産業や新規市場の創出に貢献するものであること。

○連携内容評価

- ・助成対象となる研究開発について、事業会社との共同研究等を実施する体制が組まれていること。
- ・共同研究等が当該研究開発の事業化を促進するものであって、SCA及び事業会社側のビジネスの拡大が期待できること。
- ・以下の場合、その有効性や妥当性をふまえ審査において考慮する場合があります。
 - 事業会社から SCA へ又は SCA から事業会社への人材の受け入れに関する契約を締結する場合。
 - その他、SCA と事業会社の間に互恵的連携がある場合。

8. 助成事業の詳細

(1) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発や F/S 調査(研究開発の目標に調査内容が記載されていることが前提)に係る下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する(汎用のもの、本事業以外にも使用するものは助成対象外です。)機械装置等経費、労務費及びその他経費です。

なお、事業会社側で発生する経費を助成対象費用として計上することはできません。ただし、共同研究等の連携先の事業会社への外注及び物品等の購入に関しては、必要理由書を事前に NEDO に提出し、認められた場合には経費として計上することができます。

(※) 研究に必要な経費を正確に積算してください。交付決定前に金額精査を行い、場合によっては交付決定額を減額することがあります。

(※) 必要に応じて、外注先や研究員等へのヒアリングを行うことがあります。また、追加の資料提出を求める場合があります。

(※) 本事業において「事業化」とは、助成事業終了後に販売又はライセンスアウトにより収入が発生することをいいます。なお、創薬等の技術開発で治験を伴う場合は、計画した臨床試験が成功し、次のフェーズの試験に移行することをもって事業化とみなします。

(※) 事業期間中におけるサンプル出荷等(出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの)については、無償又は有償の場合には製造原価以下にて実施するものとします。なお、有償とする場合、製造に係る人件費、原材料等は助成対象費用とはなりません。

費目ごとの内容は次のとおりです。

I. 機械装置等費 (生産設備は対象外)

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

2. 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。

3. 保守・改造修理費

助成事業で購入したプラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、

又は耐久性を増す場合)、修理(主として現状に回復する場合)に必要な経費。

(※)なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の用途等を確認し、場合により修正を求めることがあります。

II. 労務費

1. 研究員費

申請書の研究開発体制に登録された助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等が、助成事業に遂行のために直接従事した時間分の人件費。なお、NEDO が認める助成事業に係る助言(メンタリング)授受及び NEDO 主催研修等への参加も助成事業への従事として計上することができます。

2. 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記1. 研究員費に含まれるものを除く。)

(※)補助員単価は、補助員1人あたり12,900円/日を上限とします。また、当該補助員が健保等級を有する場合は、14,950円/日を上限とします。なお、労務費は健保等級に基づく労務費単価を用いて算定してください。

(※)健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照ください。

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

(※)本助成事業で使用する労務費の請求単位は「時間単位」のみとします。

(※)事業会社から出向で受け入れた人員については研究員登録はできませんが、労務費を計上することはできません。

III. その他経費

1. 消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

2. 旅費

①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。

②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。

3. 外注費

助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。

4. 諸経費

上記の1～3のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。

(2) 交付決定から助成金の交付までのステップ

・交付決定を受け、助成事業を開始後は、計画した目標に向かい、スケジュールに従って、成果を達成するよう努めてください。助成金の交付は、事業者から事業年度ごとに提出される実績報告書に基づき、当該事業者に対して精算払いを行うことを原則としています。ただし、必要があると認められる場合は、支払い実績等に基づき概算払いを行います。

・助成事業では適切な費用計上が求められます。そのために、次の指導及び検査を行います。

・経理指導:助成事業開始後数ヶ月以内に適切な費用計上について NEDO 検査員が指導します。

- ・中間検査:事業期間中に適宜状況に応じて実施します(回数も事業実施状況による)。
- ・確定検査:事業終了日の後、経費及び成果報告書を確認し費用を確定します。

詳細日程は交付決定後、その都度ご連絡します。また、その他 NEDO から様々なご案内をさせて頂く場合がございます。

(3)採択決定等の取り消し

- ・採択決定日から30日以内に事業会社との共同研究等に関する契約等を確認できなかった場合など採択時に付した条件を満たせなかった場合には、助成予定先としての採択決定を取り消すことがあります。
- ・申請内容の虚偽や助成金の重複受給等が判明した場合及び報告書の提出義務等の交付条件が果たされない場合には、交付決定後又は助成金交付後であっても、交付規程に基づき交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用、また企業名の公表が行われることがあります。

(4)取得財産の管理

- ①本事業における取得財産の所有権は SCA にありますが、これを処分しようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受ける必要があります。

(※)助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、NEDOが別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外(他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等)に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分(目的外使用)することにより収入金があった時は、NEDOの請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

- ②SCA は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後 5 年以内に出願、取得、譲渡若しくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。
- ③本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。

(※)圧縮記帳:新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

(5)「国民との科学・技術対話」への対応

- ・本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に係る経費の計上が可能です。
- ・本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を 提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目(消耗品費、旅費、借料等)にそれぞれ計上してください。

- ①パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

- ②本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分し計上してください。(この場合、算出根拠を明確にしてください。)

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

(6) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第2項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は事前にNEDOに報告をしてください。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとします。
- ② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体(電子メール等)による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めてください。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます。

【記載例】

○「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」

○「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

(7) 事業期間終了後について

- ① 事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、毎年、事業化状況報告書をNEDOに提出していただきます。
- ② 収益納付は、当該事業成果が活用された事業により助成事業者が得た利益の5%(条件によっては10%)、最大額は助成金確定額(最終年度の確定検査後に確定した額であって交付決定額ではない)、また、期間は最長5年となります(詳細は交付規程参照)。
- ③ 事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了事業者評価委員会を開催します。助成事業者の皆様には資料の作成及びプレゼンテーションを行っていただきます。

9. 禁止事項及び不正防止について

(1) 本事業内の重複申請

同一事業者が複数の申請をすることは認めておりません。

(2) 重複助成の排除

「申請者」、「共同研究等先」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません。

(注)「不合理な重複」とは、

同一の申請者(研究者)による同一の技術開発課題(助成金が配分される技術開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の助成金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の技術開発課題について、複数の助成金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の助成金と実質的に同一の技術開発課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の技術開発課題の間で、技術開発費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(注)「過度の集中」とは、

一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される技術開発費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該技術開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な技術開発費が配分されている場合
- 不必要に高額な技術開発設備の購入等を行う場合

- ① 同一の技術開発課題についてすでに他の助成金等を受けている場合、本事業への申請はできませんが、応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能です(ただし下記②に留意のこと)。
- ② 応募時に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況(制度名、申請者名、技術開発課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ③ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。
- ④ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

(※)府省共通研究開発システム(e-Rad)に関しては、「5. (5)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録」を参照してください。なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

(3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。(※1))及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年度機構達第 1 号。平成 16 年 4 月 1 日NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。(※2))に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

①本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行ために対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

②「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

- ・本事業の助成金交付に当たり、各助成事業者は標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
- ・体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
- ・NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

※1 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください

経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/shishin-shikin.pdf

※2 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください

NEDOホームページ <http://www.nedo.go.jp/content/100103875.pdf>

(4) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。(※3))及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日平成19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。(※4))に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

① 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間: 不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間: 責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iii. により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

※3 研究不正指針についてはこちらをご参照ください

経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/shishin.pdf

※4 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください

NEDOホームページ <http://www.nedo.go.jp/content/100103881.pdf>

(5) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は次のとおりです。

通知先

NEDO 検査・業務管理部

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階

TEL: 044-520-5131

FAX: 044-520-5133

メールアドレス: helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ: http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日: 9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

(6) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- ① 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- ③ 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に

当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

④ 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- * 経済産業省: 安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- * 経済産業省: 安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- * 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- * 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

10. その他

(1) 中小企業技術革新制度(SBIR)

本助成金は、中小企業技術革新制度(SBIR)の「特定補助金等」として指定される予定です。本助成金を交付された中小企業については、その成果を利用した事業活動を行う際に、信用保証協会による債務保証枠の拡大、担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の新設、中小企業投資育成株式会社法による投資対象拡大等、特例の支援措置を受けることができます。

(2) J- Startup (仮称)

本助成事業は、「新しい経済対策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」にて示された当該事業において、推薦委員からの推薦を受け、外部審査委員会を経て認定される企業に対しては、本事業の審査にて一定の優遇措置を講じます。

(3) 申請情報の管理

① 提出物の管理

提出された申請書等は、助成事業の審査のために使用します。このため外部専門家に提出書類等を郵送等にて送付する場合があります。なお申請者からの提出物の返却はいたしません。

④ 申請情報の公表

交付決定された申請案件については、申請者の企業名、事業会社の企業名、助成事業の名称及び助成事業の概要を NEDO ホームページ上で公表します。

不採択の場合は、申請者の企業名、事業会社の企業名、事業の名称及び事業の概要を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

(4) 主任研究者について

研究経歴書は、研究開発等実施体制の審査のために利用されます(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。

本助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行す

る際の責任者である主任研究者について、研究経歴を主任研究者研究経歴書(提案書類の作成にあたって(提案様式)に示す追加資料 8)に記入し提出してください。また研究員が主任研究者を兼ねることも可能です。記入にあたっては、以下①～②に注意して記載して下さい。

① 研究開発経歴(現職含む)

「過去の研究実績(参画プロジェクト)」については、自社独自のプロジェクトのみならず過去に参画したNEDO プロジェクト等も含めて記載してください。また、大学への派遣や他の企業／研究機関での勤務経験なども併せて記載してください。

② 受賞歴、当該研究開発に関する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等(外国出願を含む)

当該研究開発プロジェクトに関連する研究成果を記載してください。研究成果を示すものとして、「論文(研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可)」、「研究発表(学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可)」、「特許(外国出願を含む)」等がありますが、これに限定しません。なお、共著者、共同発表者、又は共同発明者でも可です。

※「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち1つについて当該分野に関する研究成果を示す記述があることが必要となります。これらがない研究者においては、「その他」項目に当該プロジェクトを遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載してください。技能者や分析担当者・技術動向調査担当者等において、「論文」「研究発表」「特許」等が無い場合については、当該人物が研究に不可欠である旨を有する技能や経験に関連付けて記述してください。

(5) 個人情報について

① 提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。

② 審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。

③ NEDOが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。

④ 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

⑤ ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。
(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

(6) 情報公開について

e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

(7) 交付にあたっての条件について

交付規程第9条の他に、新たに条件を付加する場合があります。